

行政手続法施行に伴う審査基準等の設置及び公表について

平成6年9月28日 管第263号  
各財産管理分掌者あて  
総務部長通知

改正 平成23年3月31日 管第784号

このことについて、平成6年10月1日に行政手続法が施行されるのに伴い、行政財産の使用許可における審査基準及び標準処理期間並びに行政財産の使用許可の取消しにおける処理基準（以下、「審査基準等」という。）を下記のとおり設定したので、今後の公有財産の取扱いにおいては、これら審査基準等に従うものとします。併せて平成6年10月1日までに、下記に従い、これら審査基準等の公表を完了してください。

なお、これら審査基準等の設定及び公表に伴い、昭和52年9月12日付け管第134号総務部長通達別紙の第1「使用許可し得る範囲」は、廃止するものとし、同別紙の第2（2）別添「行政財産使用許可書」第8条「使用許可の取消し」の規定は、別紙2のとおり改めるものとします。

記

- 1 行政財産の使用許可における審査基準  
別紙1のとおりとする。
- 2 行政財産の使用許可における標準処理期間  
経由機関10日、処理機関20日とする。
- 3 行政財産の使用許可の取消しにおける処分基準  
地方自治法第238条の4第9項の規定のとおりとする。
- 4 財産管理分掌者において、別紙3及び別紙4を次のとおりそれぞれ補充したうえ、所管する行政財産の財産取扱者にそれぞれ配付するとともに、別紙5「審査基準の公表」により、所要の簿冊形式による備付けを行うものとする。
  - (1) 別紙3及び別紙4の「処理機関（係（班）名）」欄  
当該行政財産の財産取扱者が本庁である場合は、当該財産取扱者の所属（カッコ内には、その係（班）名）を、当該行政財産の財産取扱者が地方出先機関である場合は、当該地方出先機関を主管する本庁各課（総室・室）の財産取扱者の所属（カッコ内には、その係（班）名）を、それぞれ記入する。
  - (2) 別紙3及び別紙4の「処分の決裁区分」欄カッコ内  
財産管理分掌者名を記入する。
  - (3) 別紙3の「標準処理期間」に関する「経由機関」欄中の「名称」欄  
当該行政財産の財産取扱者が地方出先機関である場合（本庁である場合は記入不要）に、当該財産取扱者の名称を記入する。
  - (4) 別紙3の「標準処理期間」に関する「経由機関」欄中の「日数」欄  
当該行政財産の財産取扱者が地方出先機関である場合（本庁である場合は記入不要）に、「10日」と記入する。
  - (5) 別紙3の「標準処理期間」に関する「日数計」欄  
(A) 欄と (B) 欄の日数の合計を記入する。

## 別紙1

### 行政財産の使用許可における審査基準

行政財産の使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該行政財産の用途又は目的を妨げず、かつ、特にやむを得ないと認められるときでなければ、これを行うことができない。

- (1) 国若しくは地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において、公用、公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合
- (2) 水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業を行う団体において、その公益事業の用に供するために使用する場合
- (3) 県によって設立され若しくは県職員が事務局を兼務する等県行政との関連性を有する団体、若しくは、県の指導監督を受けて県の事務事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するため使用する場合
- (4) 寄附に係る行政財産をその寄附者に使用させる場合
- (5) 熊本県職員の福利厚生若しくは相互扶助を目的として組織する団体において、その事務又は事業の用に供するために使用する場合
- (6) 職員、学生、入院患者等県有施設を利用する者の利便に供するため、食堂、売店、理髪店等の福利厚生施設を設置する目的で使用する場合
- (7) 災害その他の緊急事態の発生により、行政財産を応急の救護又は避難施設として短期間使用する場合
- (8) 行政財産と周辺の土地との位置関係から、社会通念上やむを得ないと認められる場合
- (9) 前各号に掲げるものの他、県の事務事業の遂行上特に必要と知事が認める場合

## 別紙2

(平成23年2月1日付け管第621号により文言を改めたことから削除)

別紙3

(様式1)

申請に対する処分（法律に基づくもの）

令和 年 月 日設定

①担当課 (室)名 (係(班)名)	総務部総務税務 局管財課 資産活用推進室	②処理機関 (係(班)名)	( )	・委任 ・専決	③処分の 決裁区分	乙 ( )					
④法令名 及び 根拠条例	地方自治法第238条の4第7項			⑤法令番号	C	2	2	-	0	6	7
				⑥整理番号	0	1	3	3	-		
⑦許認可の種類  行政財産の使用許可				⑧備考							

審査基準

⑨審査基準等  別紙1のとおり	
⑩未設定の理由又は公表できない理由	⑪備考

標準処理期間

経 由 機 関		処理期間		①⑤日数計 (A)+(B)	①⑥未設定の理由	①⑦備考
①②名称	①③日数(A)	①④日数(B)				
		20日 ( )	( )			

別紙 4

(様式 2)  
不利益処分 (法律に基づくもの)

令和 年 月 日設定

①担当課 (室)名 (係(班)名)	総務部総務税務 局管財課 資産活用推進室	②処理機関 (係(班)名)	( )	・委任 ・専決	③処分の 決裁区分	乙 ( )
④法令名 及び 根拠条例	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項			⑤法令番号	C 2 2 - 0 6 7	
				⑥整理番号	0 1 0 4 -	
⑦許認可の種類  行政財産の使用許可の取消し				⑧備考		

審査基準

⑨審査基準等	⑩備考
<p>法の定め以上に具体化する必要がない。 地方自治法第 238 条の 4 第 9 項</p> <p>(行政財産の管理及び処分) 第 238 条の 4 9 第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>	
⑩未設定の理由又は公表できない理由	⑪備考

## 別紙5

### 審査基準の公表

行政上特別の支障がある場合を除き、定めた審査基準を公にしておく必要がある。  
公表の方法は、原則として、各係（班）ごとを最低単位とした簿冊形式による備付けを行う。

備付けは、遅くとも法施行日までに完了すること。

#### (1) 基本的な考え方

行政上特別の支障がある場合を除き、定めた審査基準を公にしておく必要がある。

法では、当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないとされているが、実際にどのような方法を選択するか（例えば、窓口への備付け、掲示板等への掲示、簿冊形式で閲覧に供するなど）、その具体的方法については行政庁の判断に委ねられている。

「公にしておかなければならない」とは、申請をしようとする者又は申請者に対し、審査基準を秘密にしないという趣旨であり、対外的に積極的に周知することを義務付けるものではない。

ただし、公にしている審査基準を変更する場合について、それが一般に定着している場合には、変更を知らずに申請した者との間でトラブルが生ずるおそれがあるため、変更した旨を周知することが適当であると考えられる。

#### (2) 公表の方法

各課（室）等で設定した審査基準の公表を各々の方法で行うこととすると、庁内の部局によって取扱いが異なるなど、住民の利便の点から問題が生ずるおそれがあるため、本県における公表の方法については、原則として各係（班）ごとを最低単位とした簿冊形式による備付けによるものとする。（これにより難しい特別なケースについては、住民に混乱を与えないよう各処分権者により適切な方法を選択すること。ただし、その場合、簿冊には、他の方法による旨及びその理由の記載が必要と考えられる。）

また、住民サービスの面から、必要に応じて、自らの審査基準等の簿冊に加え、関連する他部局の許認可の審査基準又は関連許認可の窓口がわかるもの等を準備することとする。

#### (3) 簿冊の作成

ア 簿冊は申請に対する処分と不利益処分との2種類とし、それぞれに目次をつけることとする。

イ 簿冊は、係（班）ごとを最低の単位とし、次のような形でそれぞれ編成すること。

①係（班）→各係（班）ごとに一冊にまとめ、それぞれの係（班）に備え付ける。

②課（室）→各課（室）ごとに①で編成したものを合冊し、各課（室）に備付ける。

③部（局）→各部（局）ごとに②で編成したものを合冊し、各部筆頭課に備付ける。

※出先機関においても上記の方法に準じて適宜編成し、備付けること。

ウ 法施行後、審査基準の見直しを行ったものについては、速やかに、訂正又は差替えを行うものとする。